



新たな法秩序の構築に向けて

日本大学教授 秋山 宏

現代社会において工業は恰も車の部品のようなものである。この部品を組み立てる工場が市場経済である。全世界がひとつの大工場と化している。人間が欲する部品は何でも揃っている。この工場には簡単な就労規則と製品規格しかない。その目標とするところは最大多数の最大幸福である。市場経済と工業は手を携えて近現代の歴史を彩ってきた。大工場は完成と共に衰退に向かっている。その原因は資源の枯渇と労働意欲の減衰である。

人間は生態系の一員であった頃、自然への脅威と畏敬の念にひたっていた。富の蓄積と共に社会秩序を確保する為の権力構造と掟が生まれた。自然の脅威に代えて人間は、支配の秩序に服するようになる。農業の発達により次第に人間は解放され、工業の発達により支配関係からも解放されるようになった。しかし、その代償として自然生態系は疲弊を強いられた。

地上の秩序を保つ為には法律は不可欠のものでありながら市場経済下では面目を失いつつあった。地上の秩序を回復するには自然生態系の声なき声に耳を傾ける必要がある。人間が目指すべき真の生活のあり方、労働意欲の回復は利便性、物質的豊かさの追求のみで作られるものではなく、自然との共生において感得できるものである。新たな法律は権力によって作られるべきものではない。市場で働く全ての人々が真の生き方を模索する過程で合意形成の帰結として得られるものであろう。

基本法制定準備会シンポジウム報告

尾島俊雄、村田麟太郎、竹川忠芳、神田 順の4先生にパネリストをお願いし、平成17年4月26日に建築会館にて基本法制定準備会シンポジウムを開催した。

尾島俊雄：建築政策の重点課題

日本学術会議は、生活者の視点で3件の勧告と3件の声明を出した。勧告のひとつは「地震防災上の最重要課題として、既存不適格建造物の耐震性強化および危険な密集市街地の防災対策の推進のため、必要な法改正をはじめ抜本的な対策を立て早急に実行に移すべきである。」であった。住宅や建築物は建築基準法で検査されるが、出来上がると私有財産になり、民法上の財産権が発生して設計・施工者も立ち入れなくなる。そのため基準法第8条に書かれている維持管理の責務がうまくいかず、「不作為の殺人行為」に繋がっている。良好な社会資本を蓄積して世界から投資を呼び込めるような建物を作っていくためには、住む人・投資する人が安心でき、技術的にも十分安全な建物を作ることに對する総合的な建築の法体系が必要だということを学術会議から小泉総理大臣に勧告した。

村田麟太郎：建築の21世紀 - 専門論理からの脱却

建築基本法は、国民が共有し受容できる「建築はどうあるべきか」の理念を持つことが必要である。一般市民、有識者、専門家など多くの関係者の参加により基本法の検討を進め、一般市民でも容易に理解できる内容とすることが不可欠である。また、環境基本法や循環型社会形成基本法などとの整合を図る必要がある。ライフサイクルを通じた建築の営為をも

っと積極的に基本理念に組み込むと良い。

竹川忠芳：私の考える建築基本法

戦後日本でできた法律で重要なものは、昭和24年の建設業法、昭和25年に制定された建築基準法、建築士法である。当時は戦後復興のため、最低限の性能は確保した建物が速やかに大量に作れるような配慮がされていた。これからは良い建物を作る時代であるが、「良い建物」にはそれぞれ考え方があり、裏づけとなる資金の問題もあるので、法律では定めにくく、あくまで施主と施工業者の契約によるものになる。車だと車検証や整備表などが付いて、新車の時代からどのように整備してきたかがすべて記されている。建物もそれと同様に施工業者、見積書、設計図面、契約書などが新築時から全ての改築情報が記録されていて初めて価値を持つというシステムになると良い。そういったことを考えながら諸制度を作っていたらどうかと考えている。

神田 順：建築基本法制定による建築関連法体系再編の提案
建築基準法には、建築主が建物を適法状態に保たなければならないという条項があるが、一般人には意味のない条項になっている。国民にとって守ることのできる法律、それに合わせた社会システムを作っていくことが必要である。

経団連が2003年6月に提案した住宅まちづくり基本法は、欠陥住宅、既存不適格建築、住宅金融公庫廃止などの問題に伴う新たな政策導入のために作られようとしている。来年度の通常国会での制定を目指しているようである。この住宅基

本法の範囲を広げ、国民レベルの議論にすることで、住宅のみならず建築全体に関する建築基本法の議論に展開していけば良い。日本建築学会の「法律に対処するための枠組みづくりに関する特別調査委員会」でも「立法支援会議（仮称）などの組織を作って法律に関する議論を深め、積極的に社会に向けて発言すべき」という答申が出るようになっており、その中で建築基本法をベースにした法体系作りについて議論していけると良いと思う。

総合討論

中根 不動産の証券化、ノンリコースローンなどは、建築資産に対する考え方にどのような影響を及ぼすと思うか？

竹川 建物に対する目はより厳しくなり、目的意識を持って建物を作っていく時代になる。歓迎すべきことと思う。

佐々波 日本の建築・住宅は、法規があるにもかかわらず、無計画で貧弱な都市になっている。良質な建物を量産することによって、住宅産業などを相当改良できるのではないかと？
また、コーポラティブな組織を作り、アーキテクトやプランナーを雇って斬新な土地利用計画、地区詳細計画、住宅の融資・設計などを進めることが必要ではないかと？

尾島 学会議では、大都市における安全・安心問題を緊急の法改正を勧告したが、もう少し基本的な部分については、地域再生を含めた声明の中で要望した。市場主義に基づく住宅の量産供給という方向のみではなさそうだと感じている。

長見 建築基本法は、建築に関わる設計者、建築主、維持管理者が遵守すべき倫理的なものだという理解でよいか？

神田 そのような理解でよいと思う。建築基本法が出来たからといって直ちに良い住宅が出来てまちなみがきれいになるわけではなく、それに伴った政策が色々な形で展開していく必要があり、行政も交えた議論が必要である。

竹川 良質な建築は、施主・施工者・設計者による三面契約

のようなもので初めて実現できるのではないかと。

長見 維持管理に関する国家資格は分譲マンションの管理業務主任者のみだと思ふ。オフィスビル等のファシリティマネージャーはいるが、国家資格にはなっていない。そのような人達の倫理的な拠りどころが建築基本法になるのではないかと。
村上 アメリカなどでは古い住宅で、町並みが安定している方が高く売れる。その代わり色々な約束事がある。建物と周辺の空間環境、オープンスペースなどが防災上重要だが、日本では道路と敷地しかない非常に貧弱な町並みはなく、危険な市街地を作っている。もう少し視野を広げて環境というものとリンクさせていく必要がある。

締めくくりの一言

尾島 「建築を既存不適格な状態に放置することは不作為の殺人行為」とであるという法学者の解釈は重要である。そのようなことを建築界が許容していることが全く異常な状態であることを我々は認識しなければならない。公法であるから私財には手が出せないというパラダイムの転換が必要である。

村田 専門家の論理が社会の非常識であることがある。大きな問題には、部外者が気づくということも多く、基本法を作る過程で、そうしたことを我々は学習していく必要がある。

竹川 良い建物をどのように作っていくか、建物性能の向上については法律を変えるだけでなく、それに関わる社会の矛盾への対応や関係者の意識変革を含めた議論が必要である。

また、集団規定についても一緒にやっつけていかないとまうまいかない。非常に広い問題ではあるが、努力していきたい。

神田 建築は小規模から大規模なものまで社会的存在であることに對して、現在の建築基準法はほとんど何も機能していないのではないかと。自己責任をどのように考えていくのかについて、国民も国も意識して議論していった建築基本法という形で結実できれば良いと思っている。（文責：伊香賀俊治）

建築基本法制定準備会ランチ懇談会のお知らせ

今年も建築学会大会（近畿）の会場でランチ懇談会を開催します。昼食をとりながら意見交換、懇親を通して建築基本法のあり方を語り合ひましょう。

日時：平成 17 年 9 月 2 日(金) 11:45 ~ 13:00
場所：21 号館 4 階 425 号室（詳細は後日、参加申し込みの方にお知らせします）

なお、40 名分の昼食（弁当・飲み物）を有料（1000 円）で用意しております。昼食ご希望の方は、下記申し込み内容を記載の上、FAX(03-3284-2072)または e-mail(member@kihonho.jp)へお申し込みください。昼食は先着 40 名で打ち切らせていただきますので、早めにお申し込み下さい。受付結果と会場案内を 8 月 25 日（木）までにご連絡いたします。

FAX 03-3284-2072 事務局 水津行き

平成 17 年 9 月 2 日(金)のランチ懇談会の参加を申し込みます。 昼食（要 / 不要） を付けて下さい。

お名前 _____ FAX _____